**反　訴　状**

令和３年８月１８日

福岡地方裁判所　第６民事部　３C係御中

反訴原告（本訴被告）　平山　久雄

当事者の表示　　　別紙当事者目録記載のとおり

慰謝料等請求反訴事件

訴訟物の価額　　　　　金９４万円

貼用印紙額　　　　　金　　　　　円

本訴の事件番号　　　　令和３年（ワ）第１３３０号

第１　請求の趣旨

　１　反訴被告は、反訴原告に対し、金９４万円、及びこれに対する令和３年４月５日から支払い済みまで、年３パーセントの割合による金員を支払え

２　訴訟費用は反訴被告の負担とする

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第２　請求の原因

　１　当事者

1. 反訴被告（本訴原告）

反訴被告は、主に不動産業を営む株式会社である。  
訴状によれば、「寝具及び装身具の卸、販売等」とあるが、既に、かかる事業は、閉鎖されているはずであり、訴状に疑念がある。

1. 反訴原告（本訴被告）

反訴原告は、平成３１年４月２５日附、反訴被告との間で雇用契約は交わした被用者である。使用者である反訴被告との間で、

ア　月額給与　３７万円＋歩合給

イ　勤務時間　午前８時３０分から午後７時００分

ウ　勤務内容　不動産売買の営業

エ　雇用態様　正社員

等の内容で、雇用開始された。

２　事案の概要

1. 反訴被告による杜撰な提訴（本訴）

反訴被告は、令和３年４月５日附、反訴原告に対し、訴状を提起した。しかるに、その内容は、あまりにも陳腐で杜撰な内容であり、棄却は免れないものであって、応訴を強いられた反訴原告は、かかる精神的苦痛等を受けた。

1. 本訴自体の不法行為性

以上のとおり、反訴被告による訴状は、不法行為性（民法７０９条）を構成するもので、反訴原告は、その精神的損害を受けた。（民法７１０条）

1. 反訴原告の請求

よって、本件は、反訴被告が反訴原告に対し、金８０万円（民法７１０条に基づく慰謝料）、及び、来福交通費［新幹線／新大阪～博多］の１往復７万円×２の１４万円の実損害（民法７０９条）の支払い、並びに、これに対する令和３年４月５日附（不法行為に着手した日）から支払い済みまで、年３パーセントの割合による金員の支払いを求める次第である。

３　結語

このような経緯で、反訴原告は反訴被告に対し、本件反訴提起に及んだ次第である。裁判所におかれては、すみやかに請求の趣旨記載の反訴原告請求について認容されたい。

以上

証　拠　方　法

なし

添　附　資　料

１　反訴状副本　　　　　　　　　　　　　１通

２　商業登記簿謄本　　　　　　　　　　　１通

（別紙）

**当　事　者　目　録**

〒５８１－０８５３

大阪府八尾市楽音寺６丁目６５番

上田マンション３０２号

反訴原告（本訴被告）　平山　久雄

（送達場所）同上

（連絡先）電話０９０－３７３０－０８５４

〒８１０－００４１

福岡県福岡市中央区大名一丁目１番９号

反訴被告（本訴原告）　株式会社サンフィールド

同代表者代表取締役　日野　進

（送達場所）同上